

持続可能な調達方針

1. 基本的な考え方

SMBC グループは、果たすべき使命として「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」という経営理念を掲げています。この理念を実現するための基本姿勢として、「SMBC グループ サステナビリティ宣言」を策定し、お客さまをはじめとするステークホルダーと対話し共に行動することにより、社会をより良いものへ変革することに貢献していく旨を明示しています。

こうしたなか SMBC グループは、サプライチェーン全体で、環境・社会に配慮した責任ある調達活動を推進するために「持続可能な調達方針」（以下、本方針）を定めています。本方針は、「国連グローバル・コンパクト」における 10 原則、「OECD 多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際原則を尊重し、当社独自の要件として作成したものです。

本方針に基づき、SMBC グループの調達活動は、関係法令を遵守し、自由な競争に基づく公正、公平かつ透明な手続きによって行われます。

2. サプライヤーの皆様へのお願い

SMBC グループは、サプライヤーとともに、持続可能な調達活動を目指してまいります。サプライヤーには、以下の内容に関するご理解とご協力をお願い致します。

<法令遵守>

サプライヤーには、事業を行う各国において適用される法令諸規則を遵守し、誠実で公正なビジネスを行って頂くことをお願い致します。

<人権>

サプライヤーには、自社の事業活動が人権に対し悪影響を与える可能性があることを理解し、サプライチェーンを含む事業活動全体における人権尊重への取組をお願い致します。

<安全衛生>

サプライヤーには、法令諸規則に留まらず、労働慣行、賃金、職場の健康安全衛生およびその他の労働上の問題に関する適切な基準を満たして頂くようお願い致します。

<環境>

サプライヤーには、環境関連の法令諸規則を遵守しつつ、省資源・省エネルギー・廃棄物の削減などの取組を通して社会的責任の履行を果たすとともに、地球環境保全および汚染の防止と企業活動との調和のため、継続的な取組を行って頂くようお願い致します。

<公正な事業活動>

サプライヤーには、贈収賄防止・汚職禁止に関する法令諸規則を遵守頂くようお願い致します。また、市場での公正な競争を制限する活動、不利な利益の供与と受領に関与しないようお願い致します。

<救済措置>

サプライヤーには、自社の従業員、および提供した商品・サービスにおいて負の影響を受けたと感じている方々から相談を受け付ける枠組み（苦情処理メカニズム）を構築頂くようお願い致します。サプライヤーには、この枠組みが、利用者のアクセスが十分確保され、かつ相談者が不利益を被ることがなく匿名性が確保されるように努めて、適切な救済措置を実施頂くようお願い致します。

<情報管理>

サプライヤーには、個人情報の適切な保護・利用のための管理体制を構築し、その取組について継続的な改善に努めて頂くようお願い致します。